

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美里町は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険の資格管理に関する事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

宮城県美里町長

公表日

令和4年4月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。
③システムの名称	住基システム(国民健康保険資格システム) 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条、国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第42、44 項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府・総務省令第7号) 第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項並びに内閣府・総務省令第7号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の業務 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の業務として機関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課
②所属長の役職名	町民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美里町町民生活課 住所 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地 電話番号 0229-33-2114
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美里町町民生活課 住所 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地 電話番号 0229-33-2114

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月5日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月5日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月10日	I-5. -②所属長	町民生活課 佐藤 康博	町民生活課 佐藤 吉則	事後	平成30年4月1日人事異動による
令和2年2月18日	I-1. -②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り 資格の管理・保険証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り。 資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③情報提供に必要な特定個人情報等を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国民健康保険法における資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国民健康保険法に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を	事後	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしきみの導入
令和2年2月18日	I-1. -③システムの名称	住基システム(国民健康保険資格システム) 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバーソフトウェア 国保総合システム	住基システム(国民健康保険資格システム) 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしきみの導入
令和2年2月18日	I-2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険の資格管理情報ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル	事後	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしきみの導入
令和2年2月18日	I-3. 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項、別表第二 第42項及び国民健康保険法第9条等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16、30項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主旨省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条、 、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしきみの導入
令和2年2月18日	I-4. -②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第7号 別表第二 42、43の項、国民健康保険法施行令等 (別表第二における情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第7号 別表第二 42、43の項、国民健康保険法施行令等	■情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第42、44 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主旨省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府・総務省令第7号) 第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 項 並びに内閣府・総務省令第7号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしきみの導入
令和3年4月8日	I-4. -②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第42、44 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主旨省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	■情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第42、44 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主旨省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の業務 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の業務として機関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認の本番運用開始に伴う、文言の変更
令和3年6月21日	I-4. -②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第42、44 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主旨省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府・総務省令第7号) 第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 項 並びに内閣府・総務省令第7号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の業務 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の業務として機関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第42、44 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主旨省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下、内閣府・総務省令第7号) 第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 項 並びに内閣府・総務省令第7号 第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の業務 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の業務として機関別符号を取得する等)、並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に係る 特定個人情報保護評価書の記載内容の修正について
令和4年4月5日	I-5. -②所属長	町民生活課長 佐藤 吉則	町民生活課長	事後	項目の見直し
令和4年4月5日	II-1. -対象人数 かつ時点の計数か	平成27年2月13日 時点	令和4年4月5日 時点	事後	しきい値判断変更なし
令和4年4月5日	II-2. -取扱者数 かつ時点の計数か	平成27年2月13日 時点	令和4年4月5日 時点	事後	しきい値判断変更なし